

令和 2 年 10 月 6 日
クリーンセンター連絡協議会臨時会
浅川清流環境組合

(仮称)環境保全協定(公害防止協定)の進め方について

(仮称)環境保全協定(公害防止協定)のクリーンセンター周辺地元5自治会との締結に向け、次のとおり提案をいたします。

1. 検討委員会の設置

協定へのステップアップにあたり、新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会と同じメンバーを招集し、基準の見直しではなく、協定と公表基準に関する検討をする。

委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を管理者に報告する。

(1)協定に関すること。 (2)公表基準に関すること。

なお、委員会は管理者への報告をもって解散する。解散後、改めて、専門家委員会を立ち上げる。

2. 協定に関する検討 資料-2-2

協定では、これまでに明確ではなかった次の内容を明示する。

災害廃棄物の受け入れ(第1条第3号)、軽故障時の立ち下げ(第2条第4項)、公表基準(第2条第5項)、専門家委員会の設置(第3条第4項)、苦情処理の手順(第7条)

3. 公表基準に関する検討 資料-2-3

公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態による運転停止の際の公表に関する基準を明確にするために定める。(第2条第4項)

4. スケジュール

11月	検討委員会の設置
11月～12月	第1回検討委員会(協定案、公表基準案の説明、協議。)
2月	第2回検討委員会(修正案提示、追加説明、協議。)
3月	まとめ、管理者へ報告。委員会解散。公表基準の決定。 (検討委員会(予備回))
3月以降	準備の整った自治会から協定締結の事務手続き。
4月以降	専門家委員会の設置。

5. その他

①協定の名称、 ②委員会の開催回数